

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ	○都市計画法に基づく工事完了 (乙訓土木事務所) 61
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届 出区域の指定 (山城北保健所) 59		教 育 委 員 会
○特定農業用ため池の指定 (中丹広域振興局) 60		○一般競争入札の実施 //
○漁業災害補償法に基づく共済契約締結の 同意の認定 (水産事務所) //		選 挙 管 理 委 員 会
○道路の区域変更 (山城南土木事務所) //		○京都府条例の制定又は改廃等の請求に要する選挙 人名簿に登録されている者の数 65
○道路の供用開始 () //		○京都府議会の解散等の請求に要する選挙人名簿に 登録されている者の数 //
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供 給の促進に関する法律に基づく住宅確保 要配慮者居住支援法人の指定 (住宅課) //		○京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の 選挙人名簿に登録されている者の数 //
公 告		○公営施設使用の個人演説会等施設として指定した 旨の報告があつた施設の告示の一部改正 //
○保安林の指定施業要件の変更の通知の公 告 (南丹広域振興局) 61		

告 示

京都府告示第47号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和4年2月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

形質変更時要届出区域として指定する区域	土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称
次の区域(次の図に示す部分に限る。) 八幡市美濃山古寺79の1の一部、79の2の一部、80の1の一部及び80の6の一部、八幡市美濃山細谷26の2の一部、27の2の一部、28の2の一部、28の3の一部、37の2の一部、39の2の一部、40の2の一部、41の1の一部、41の2の一部、43の1の一部、43の2の一部及び84の一部並びに八幡市美濃山細谷39の2及び37の2に隣接する市有地の一部	ふっ素及びその化合物

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城北保健所及び京都府府民環境部環境管理課において縦覧に供する。)



京都府告示第48号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により、特定農業用ため池を次のとおり指定した。

令和4年2月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

特定農業用ため池の名称	特定農業用ため池の所在地	指定の年月日
豊富用水池	福知山市字奥榎原	令和4年1月24日



京都府告示第49号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分において同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

令和4年2月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

区 域	区 分
野原・竜宮浜区域	小型定置漁業



京都府告示第50号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和4年2月4日から令和4年2月18日まで縦覧に供する。

令和4年2月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 奈良笠置線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長
相楽郡笠置町大字笠置小字来栖8の1から	前	最小 5.5 ^m 最大 12.5	25.7 ^m
	後	最小 5.5 最大 15.2	

- 4 縦覧場所 京都府山城南土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第51号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和4年2月4日から令和4年2月18日まで縦覧に供する。

令和4年2月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 奈良笠置線
- 3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
相楽郡笠置町大字笠置小字来栖8の1から 相楽郡笠置町大字笠置小字佃26まで	令和4年2月4日

- 4 縦覧場所 京都府山城南土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第52号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、次の法人を住宅確保要配慮者居住支援法人として指定した。

令和4年2月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所
一般社団法人つなぐ
京都市右京区常盤古御所町1番地9
- 2 支援業務を行う事務所の所在地
京都市右京区常盤古御所町1番地9

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知をする相手方の所在が不分明のため、同法第189条の規定により、その通知の内容を南丹市役所に掲示し、その要旨を次のとおり公告する。

令和4年2月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 通知の相手方の登記簿記載の住所及び氏名
北桑田郡宮島村字下吉田小字木ノ下22番地
山内 宇太郎
- 2 通知の要旨
 - (1) 農林水産大臣が、保安林の指定施業要件を変更したこと。
 - (2) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、指定された目的及び指定施業要件については、令和3年農林水産省告示第2032号による。



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和4年2月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
長岡京市井ノ内南内畑1の一部、1の1の一部、1の2、1の3の一部
（関連区域）
長岡京市井ノ内南内畑1の一部、1の1の一部、1の5の一部、1の6の一部、4の一部、66の一部、67の11の一部、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
京都市下京区西七条北東野町113

シミズ薬品株式会社

- 2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
長岡京市奥海印寺駿河田9、12、12の1、25、火ノ尾50の7、55の2、市有地
（関連区域）
長岡京市奥海印寺駿河田8の2の一部、9の1、15の2、16の2の一部、17の25の一部、17の26の一部、火ノ尾50の2の一部、51の1の一部、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
向日市寺戸町七ノ坪108
河村建設株式会社

教 育 委 員 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和4年2月4日

京都府教育委員会
教育長 橋 本 幸 三

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務の名称及び数量
京都府立井手やまぶき支援学校スクールバス運行業務 一式
 - (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 業務期間
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
 - (4) 業務を行う場所等
京都府立井手やまぶき支援学校通学区区域内等
- 2 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府教育庁管理部管理課
電話番号 (075) 414-5768
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等
令和4年2月4日(金)から令和4年3月4日(金)までの間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
交付期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に交付する。
 - (3) 入札説明会の日時及び場所（説明会の当日も入札説明書及び仕様書を交付）

<p>ア 日時 令和4年2月17日(木)午後1時30分から</p> <p>イ 場所 綴喜郡井手町大字井手小字大塚40番1 京都府立井手まぶき支援学校会議室</p> <p>3 入札に参加することができない者 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者</p> <p>4 入札に参加する者に必要な資格 入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。</p> <p>(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。</p> <p>ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者</p> <p>イ 審査基準日(一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)の提出期間の属する年の1月1日をいう。以下同じ。)において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者</p> <p>ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者</p> <p>エ 運行に使用した車両が事故及び故障その他の理由により運行を中断したときに、その連絡後1時間以内に代替車両による運行を再開するなどの適切な措置を講じて、当該運行業務を継続して行うことができない者</p> <p>オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていないもの又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないもの</p> <p>カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)</p> <p>(イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者</p> <p>(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者</p> <p>(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者</p> <p>(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</p> <p>(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者</p> <p>(キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を</p>	<p>受けて入札に参加しようとする者</p> <p>キ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者</p> <p>(2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。</p> <p>5 一般競争入札参加資格審査の申請手続 資格審査を受けようとする者は、京都府教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。 なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(1) 申請書の交付場所等</p> <p>ア 交付場所 2の(1)に同じ。</p> <p>イ 交付期間 2の(2)に同じ。</p> <p>ウ 交付方法</p> <p>(ア) 直接交付を受ける場合 交付期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に交付する。</p> <p>(イ) 郵送により交付を受ける場合 交付場所宛てに、返信用切手140円分を貼り付け、送付先を明記した角形2号封筒を同封の上、申し込むこと。</p> <p>(2) 申請書の提出期間等</p> <p>ア 提出期間 2の(2)に同じ。 なお、上記期間以外においても申請書の提出を受け付けるものとするが、入札期日までに資格審査の結果を通知することができないことがある。</p> <p>イ 提出場所 2の(1)に同じ。</p> <p>ウ 提出方法</p> <p>(ア) 持参により提出する場合 提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。</p> <p>(イ) 郵送により提出する場合 提出場所宛てに書留郵便で送付すること(アの提出期間内に必着のこと。)</p> <p>(3) 添付資料 申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。</p> <p>ア 法人にあつては商業登記法(昭和38年法律第125号)第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあつてはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書</p> <p>イ 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書</p> <p>ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書</p> <p>エ 審査基準日の直前の2営業年度に係る営業経歴書及び営業実績調査書</p> <p>オ 法人にあつては審査基準日の直前の営業年度に</p>
---	---

係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等）、個人にあっては所得税の確定申告書の写し及び営業に必要な機械、工具、備品等の明細書

カ 取引使用印鑑届

キ 4の(1)のエに該当しないことを説明することができる書類

ク 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状

ケ 誓約書

なお、京都府が行う令和元・2・3年度「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」に登録され、競争入札参加資格者の資格を得ている者については、その競争入札参加資格審査結果通知書のコピーを添付することにより、上記、イ、ウ及びオの資料の添付に代えることができることとする。

(4) 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求められることがある。

(5) 提出書類の作成に用いる言語

提出書類は、日本語で作成するものとする。また、提出書類の金額については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により邦貨に換算し、記載すること。

(6) その他

提出書類の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登録

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、京都府立井手やまぶき支援学校スクールバス運行業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登録される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日の翌日から令和5年3月31日までとする。

9 申請書記載事項の変更

申請書等を提出した者（6の名簿に登録されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を教育長に届け出なければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 法人の所在地

(3) 営業所等の名称又は所在地

(4) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名

(5) 取引使用印鑑

10 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのい

れかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3又は4の(1)のアからキまでのいずれかに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると教育長が認めたとときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他教育長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、当該資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容が粗雑なものを提供し、又は業務内容若しくは数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、そ

の者に文書で通知する。

12 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和4年3月16日（水）午後1時30分

イ 場所

綴喜郡井手町大字井手小字大塚40番1
京都府立井手やまぶき支援学校会議室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和4年3月15日（火）

(イ) 提出先

2の(1)に同じ。

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送等による入札は認めない。

(3) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同価入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 3に掲げる者又は4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 委任状を持参しない代理人のした入札

エ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字が誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札をした者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者のした入札

カ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

キ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ク その他入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、この入札に係る落札者の決定は、令和4年4月1日付けで行うこととする。

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

13 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

14 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

15 入札の執行

この入札に係る令和4年度予算が京都府議会において議決されない場合は、この入札は、執行しないものとする。ただし、この入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。

16 その他

(1) この入札の実施については、1から15までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

17 Summary

(1) Main contents of contract:

School Bus Service for Kyoto Prefectural Ide Yamabuki School for Special Needs Education

(2) Contract period:

From April 1, 2022 to March 31, 2025

(3) The time, date and place for briefing:

1:30 p.m. on Thursday, February 17, 2022

At a meeting room of the Kyoto Prefectural Ide Yamabuki School for Special Needs Education

40-1, Koaza-Otsuka, Oaza-Ide, Ide-cho, Tsuzuki-gun, Kyoto, Japan

(4) Deadline for bid submission by post:

Tuesday, March 15, 2022

(5) The time, date and place for bid submission and bid

opening:

1:30 p.m. on Wednesday, March 16, 2022

At a meeting room of the Kyoto Prefectural Ide Yamabuki School for Special Needs Education
40-1, Koaza-Otsuka, Oaza-Ide, Ide-cho, Tsuzuki-gun, Kyoto, Japan

(6) For further information:

Facilities Division, Administration Department,
Kyoto Prefectural Department of Education
Yabunouchi-cho, Shinmachi-Nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, 602-8570 Japan
Tel (075) 414-5768

選 挙 管 理 委 員 会

京都府選挙管理委員会告示第5号

京都府条例の制定又は改廃及び京都府の事務の執行に関する監査の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和4年2月4日

京都府選挙管理委員会
委員長 坪内 正一

42,102人

京都府選挙管理委員会告示第6号

京都府議会の解散並びに京都府の知事、副知事、選挙管理委員、監査委員、公安委員会の委員並びに教育委員会の教育長及び委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和4年2月4日

京都府選挙管理委員会
委員長 坪内 正一

363,136人

京都府選挙管理委員会告示第7号

京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和4年2月4日

京都府選挙管理委員会
委員長 坪内 正一

北	区	30,570人
上	京 区	21,159人
左	京 区	41,699人
中	京 区	29,552人
東	山 区	9,760人
山	科 区	36,794人
下	京 区	21,638人
南	区	27,205人
右	京 区	54,112人
西	京 区	40,881人
伏	見 区	75,395人
福	知 山 市	21,184人
舞	鶴 市	22,452人
綾	部 市	9,212人
宇	治市及び久世郡	55,542人
宮	津市及び与謝郡	11,536人
亀	岡 市	24,497人
城	陽 市	21,413人
向	日 市	15,755人
長	岡京市及び乙訓郡	26,891人
八	幡 市	19,486人
京	田辺市及び綴喜郡	23,506人
京	丹 後 市	15,131人
南	丹市及び船井郡	12,781人
木	津川市及び相楽郡	33,548人

京都府選挙管理委員会告示第8号

公営施設使用の個人演説会等施設として指定した旨の報告があつた施設の告示（昭和43年京都府選挙管理委員会告示第32号）の一部を次のように改正する。

令和4年2月4日

京都府選挙管理委員会
委員長 坪内 正一

表京都市の項中

元京都市立格致小学校	同 下京区油小路通仏光寺 下の太子山町602-1	令 3. 9. 1
------------	--------------------------------	-----------

を

元京都市立格致小 学校	同 下京区油小路通仏光寺 下る太子山町602-1	令 3. 9. 1
元京都市立京北第 一小学校	同 右京区京北周山町下寺 田11	〳 4. 1. 13

に改める。